

# 「庄戸中学校いじめ防止基本方針」

策定日 平成26年3月25日

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

- 1) いじめの未然防止  
いじめを許さない学校風土づくり、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成に取り組みます。特に授業改善に取り組み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるように努めます。
- 2) 早期発見・早期対応  
いじめを見逃さず、速やかに対応するための体制を強化し、教育相談体制の充実、教職員の資質の向上を進めます。
- 3) 適切な対処・措置  
生徒・保護者との信頼関係を深め、関係機関との連携強化を進めます。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### (1) 組織の構成

校長、副校長、学年主任、生徒指導専任教諭、養護教諭等による「いじめ防止対策委員会」を設置します。必要に応じて心理や福祉の専門家など外部専門家の参加を求めます。

### (2) 組織の役割

- ・年間計画の立案（P）、研修の計画、運営（D）、取り組み内容の検討・振り返り（C、A）
- ・情報収集をきめ細かく行い、重大事態の際には調査にあたります。
- ・いじめが発生した際には、対応、判断の中核を担い、全職員ですみやかに対応します。

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

### (1) いじめ防止への取組

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加活躍できる学校づくりを進めていきます。

- ・「わかるよろこび」「できるよろこび」が感じられる授業づくりとチャイム着席を推進します。
- ・道徳教育、人権教育の視点を織り込んだ授業を実践します。
- ・特別活動、とりわけ体験活動の重視による自己有用感の高揚（校外学習における事前、事後学習の発表会など）と社会性の育成、コミュニケーション能力の育成を図ります。
- ・生徒会活動の充実を図ります。（今、自分たちができることは何かを考えて行動しよう）
- ・情報（モラル、リテラシー）教育を推進します。

### (2) いじめの早期発見

- 1) 生徒の小さな変化に気き、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応します。
  - ・教職員による巡回体制の充実と情報の共有に努めます。
  - ・学年会等において情報交換の充実を図ります。
- 2) 生徒が相談しやすい環境づくりに努め、普段から子どもが出すシグナルをとらえるための定期的な相談活動を行います。
  - ・教育相談の充実を図ります（8～9月）
  - ・生徒、保護者対象の定期的なアンケート調査を実施します（3学期）
- 3) 県警が行っているサイバーパトロールとの連携を図ります。

### (3) いじめに対する措置

いじめは絶対に許さないという姿勢のもと

- 1) いじめ防止対策委員会を中核として対応します。
- 2) 被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援にあたります。
- 3) 関係機関、専門機関と適切な連携を図ります。

### (4) 教職員研修の充実

- 1) 校内研修の計画、立案および実践をします（ネットいじめに対する対策・1学期）（いじめ防止対策委員会）
- 2) 校外で行われるの研修の情報収集と教職員の積極的な参加を促します（いじめ防止対策委員会・生徒指導部）

### (5) 保護者・地域との連携

いじめ防止に向けて地域ぐるみの取り組みを推進します。

- ・PTA代表協議会での意見交換をします。
- ・学校評議員会との連携を進めていきます。
- ・地区懇談会での情報および意見の交換をします。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告

直ちに教育委員会に報告します。

### (2) 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果は、教育委員会に報告します。

### (3) 生徒、保護者への報告

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。

### (4) 関係関連機関との連携

必要に応じて、関係機関・専門機関と連携を図ります。

## 5 その他

- ・ホームページ、学校だより等で活動を広く広報します。
- ・必要があると認められた場合には、「いじめ防止基本方針」を改定し、内容をあらためて公表します。

### 【庄戸中学校いじめ防止年間計画】

#### 《未然防止》

- ・生徒理解研修、学級（集団）づくり（4月）
- ・特別支援教育研修会
- ・朝のあいさつ運動（通年）

#### 《規範意識・自己肯定感の醸成》

- ・「わかる授業」の研究、実践
- ・情報モラル教育の実施
- ・情報リテラシー教育の実施
- ・人権作文（1学期）

#### 《早期発見》

- ・いじめアンケート（市、生徒会）
- ・学校評価アンケート（3学期）
- ・教育相談（8～9月）
- ・授業巡回（通年）

#### 《保護者・地域との連携》

- ・学校評議員会
- ・学校評議員会
- ・地域と学校の協働事業総会（6月）
- ・地区懇談会（7月）
- ・庄戸まつり（8月）
- ・さかえふれあい運動会（9月）
- ・S a k a e ヤングフェスティバル（3月）